

介護保険法の適用除外施設について

仙台市に住所がある65歳以上の方と、40歳から64歳までの公的医療保険に加入している方は、仙台市の介護保険の被保険者となります。しかし、介護保険法施行法により、適用除外施設に入所し、要件を満たす方については、介護保険の被保険者とならないこととなっています。

そのため、対象施設に入所する場合やその施設を退所する場合には、お住まいの区の区役所に連絡が必要となります。（国民健康保険以外の公的医療保険に加入している場合は、加入している保険者にもご連絡ください。）

介護保険の被保険者でなくなると・・・

- ・ 介護保険料を納める必要がありません。
（40歳以上65歳未満の方の場合は公的医療保険の介護分がなくなります。）
- ・ 介護保険の被保険者証が発行されません。
- ・ 介護保険のサービスを利用できません。
（要介護・要支援認定を受けることができません。）

適用除外施設への入退所をするときは・・・

- ・ 40歳以上の方については、適用除外施設の入退所の際に届け出が必要となります。入退所される場合は、別紙の届出書にご記入の上、お住まいの（もしくはお住まいになっていた）区の区役所・総合支所の窓口（下記連絡先参照）にご提出いただくか、郵送でお送りくださるようお願いいたします。個人情報保護のため、電子メール、FAXでの送信はご遠慮願います。
- ・ 適用除外施設の退所を予定しており、退所後に仙台市の被保険者として介護保険のサービスをお使いになる場合などには、退所予定日の3カ月前から要介護・要支援認定の申請を受け付けています。

各区・総合支所介護保険担当連絡先

青葉区役所	〒980-8701 仙台市青葉区上杉 1-5-1
介護保険課 介護保険係	電話 022-225-7211（代）
宮城総合支所	〒989-3125 仙台市青葉区下愛子字観音堂5
保健福祉課 高齢者支援係	電話 022-392-2111（代）
宮城野区役所	〒983-8601 仙台市宮城野区五輪 2-12-35
介護保険課 介護保険係	電話 022-291-2111（代）
若林区役所	〒984-8601 仙台市若林区保春院前丁 3-1
介護保険課 介護保険係	電話 022-282-1111（代）
太白区役所	〒982-8601 仙台市太白区長町南 3-1-15
介護保険課 介護保険係	電話 022-247-1111（代）
秋保総合支所	〒982-0243 仙台市太白区秋保町長袋字大原 45-1
保健福祉課 福祉係	電話 022-399-2111（代）
泉区役所	〒981-3189 仙台市泉区泉中央 2-1-1
介護保険課 介護保険係	電話 022-372-3111（代）